

大分県こども食堂応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、こども食堂においてこども達が楽しく遊んだり、学んだりできることを目的に、大分県こども食堂応援補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)に基づきこども食堂を運営する法人等が実施するこども食堂における遊具等の購入事業に対し、予算の定めるところより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則(昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費等)

第2条 こども食堂を運営する社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体や地域住民団体等(ただし、おおいたこども食堂ネットワーク加入団体に限る。)が実施する、こども食堂における遊具等の購入事業に要する次に掲げる経費等を補助対象経費等とする。

| 補助対象経費 | 補助基準額 | 補助基本額 | 補助率 | 補助額 |
|--|-----------|---|---------|-----------|
| こども食堂で活用する以下の購入に要する経費 遊具、図書、学習教材・機材、楽器、その他知事が特に認めた物 | 300千円/1カ所 | 補助対象経費から寄附金その他収入予定額を差し引いた額と補助基準額を比較して少ない方の額 | 10/10以内 | 補助基本額×補助率 |

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書(第1号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 所要額調書(第2号様式)
- (2) 事業計画書(第3号様式)
- (3) 収支予算書(第4号様式)
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額と

の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

(補助条件)

第4条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、補助事業変更承認申請書(第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助金の交付目的に反して使用しないこと。
- (5) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (6) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第9条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (7) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額(前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(第6号様式)により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (8) 事業の実施主体は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。
- (9) その他規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

ただし、補助金の額の減額であり、価格競争(入札等)を行った結果で、内容に一切の変更がない場合は、軽微な変更の範囲に含まれる。この場合にあつては、実績報告に併せて、変更の承認を申請すること。

- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減

(補助金の交付決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書(第7号様式)により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第6条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(補助金の交付方法)

第7条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第8条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書(第9号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(第10号様式)
- (2) 収支精算書(第11号様式)
- (3) 領収書、請求書又は決算書の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第10条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第12号様式)により行うものとする。

(書類の提出部数等)

第11条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和5年度の8月補正予算に係る大分県子ども食堂応援補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年度の予算に係る大分県子ども食堂応援補助金から適用する。

第1号様式(第3条関係)

令和 年度大分県子ども食堂応援補助金交付申請書

第 年 月 号
年 月 日

大分県知事 殿

所在地
団体名
代表者名

令和 年度において、下記のとおり大分県子ども食堂応援補助金として、
円を交付されるよう、大分県子ども食堂応援補助金交付要綱第3
条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的及び内容

2 事業の完了予定年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 所要額調書(第2号様式)
- (2) 事業計画書(第3号様式)
- (3) 収支予算書(第4号様式)
- (4) その他知事が必要と認める書類

担当者名
電話番号

第2号様式（第3条関係）

所要額調書

| 補助対象経費 | 寄付金その他の 収入予定額 | 差引額 (-) | 補助基準額 | 補助基本額 (と を比較し て少ない方の額) | 補助率 | 県費補助金所要額 (= ×) |
|--------|------------------|--------------|-------|-------------------------------|-----|---------------------|
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | | 円 |

第3号様式（第3条関係）

事業計画書

（単位：円）

| | | 内容 | 積算内訳 |
|---|---------|----|------|
| | 遊具 | | |
| | 図書 | | |
| | 学習教材・機材 | | |
| | 楽器 | | |
| | その他 | | |
| 計 | | | |

第4号様式(第3条関係)

収支予算書

1 収入

(単位:円)

| 項目 | 予算額 | 備考 |
|------|-----|----|
| 県補助額 | | |
| | | |
| | | |
| 合計 | | |

2 支出

(単位:円)

| 項目 | 予算額 | 備考 |
|--------|-----|----|
| 遊具等購入費 | | |
| | | |
| | | |
| 合計 | | |

第5号様式（第4条関係）

年度大分県子ども食堂応援補助事業変更承認申請書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
施設名
代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年
度大分県子ども食堂応援補助事業について、下記のとおり変更したいので承認される
よう、大分県子ども食堂応援補助金交付要綱第4条第1項第1号の規定により申請し
ます。

記

1 変更の理由

担当者名
電話番号

（備考）

以下、第1号様式の記の2以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較
対照できるよう変更部分を二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

第 6 号様式（第 4 条関係）

年度大分県子ども食堂応援補助金
に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

第 号
年 月 日

大分県知事

殿

住 所
施設名
代表者

印

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年
度大分県子ども食堂応援補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、大分県
子ども食堂応援補助金交付要綱第 4 条第 1 項第 7 号の規定により、下記のとおり報告
します。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金の額の確定額 (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

- 注 1 別紙を添付すること。
2 その他参考となる書類
消費税確定申告書の写し及びその添付書類（補助金に係るもの）を添付す
ること。

担当者名
電話番号

(公印省略)

第7号様式(第5条関係)

年度大分県子ども食堂応援補助金交付決定通知書

第 年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった 年
度大分県子ども食堂応援補助金については、下記のとおり交付することに決定したの
で、大分県子ども食堂応援補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

- 1 補助対象経費 金 円
- 2 補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助条件
 - (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、補助事業変更承認申請書(第4号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (4) 補助金の交付目的に反して使用しないこと。
 - (5) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
 - (6) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第9条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
 - (7) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額(前第9号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(第5号様式)により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
 - (8) 事業の実施主体は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。
 - (9) その他、大分県補助金等交付規則及び大分県子ども食堂応援補助金交付要綱の定めに従うこと。
 - (10) 大分県補助金等交付規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。
 - イ 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
 - ロ 補助対象経費の20パーセント以内の増減

第 8 号様式（第 8 条関係）

年度大分県子ども食堂応援補助金交付請求書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
施設名
代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年
度大分県子ども食堂応援補助金 円を精算払（概算払）の方法により交付
されるよう、大分県子ども食堂応援補助金交付要綱第 8 条の規定により請求します。

記

| 補助金交付 決 定 額 | 既受領額 | 今回請求額 | 残 額 | 事業完了予定 (完了)年月日 | 備 考 |
|----------------|------|-------|-----|-------------------|-----|
| 円 | 円 | 円 | 円 | | |

(振込口座)

金融機関名：

支 店 名：

口 座 種 別：（普通・総合）

口 座 番 号：

口座名義人：

ヨミ：（ ）

担当者名

電話番号

第9号様式(第9条関係)

令和 年度大分県子ども食堂応援補助金実績報告書

番 年 月 日
年 月 日

大分県知事 殿

所在地
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度大分県子ども食堂応援補助金について、下記のとおり実施したので、大分県子ども食堂応援補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて、その実績を報告します。(併せて、補助対象経費の軽微な変更が生じたため実績のとおり承認されるよう申請します。)

記

1 補助金の精算額 金 円

2 事業の成果

3 事業の完了年月日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業実績書(第10号様式)
- (2) 収支精算書(第11号様式)
- (3) 領収書、請求書又は決算書の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

担当者名
電話番号

事業実績書

(単位：千円)

| | | 内容 | 積算内訳 |
|---|---------|----|------|
| | 遊具 | | |
| | 図書 | | |
| | 学習教材・機材 | | |
| | 楽器 | | |
| | その他 | | |
| 計 | | | |

第 1 1 号様式 (第 9 条関係)

収 支 精 算 書

1 収 入

(単位 : 円)

| 項目 | 精算額 | 予算額 | 増減 | 備考 |
|------|-----|-----|----|----|
| 県補助額 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 合計 | | | | |

2 支 出

(単位 : 円)

| 項目 | 精算額 | 予算額 | 増減 | 備考 |
|--------|-----|-----|----|----|
| 遊具等購入費 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 合計 | | | | |

(公印省略)

第12号様式(第10条関係)

年度大分県子ども食堂応援補助金の額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で提出のあった 年度大分県子ども食堂応援補助金実績報告書に基づき、年 月 日付け 第 号による交付決定通知に係る補助金の額 円については、(補助金額を 円に変更交付決定し、)金 円に確定したので、大分県子ども食堂応援補助金交付要綱第10条の規定により通知します。